

令和２年度第１回京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会 摘録

○日時 令和２年６月１０日（水） １０：３０～１２：００

○場所 京都市交通局３階 大会議室

○出席者

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会委員４名
（森田雅之委員，松若恵理子委員，古庄ゆかり委員，田中耕一委員）

○公開・非公開の別 一部非公開

京都市情報公開条例第７条に規定する非公開情報を含むため

○次第

- １ 開 会
- ２ 委員紹介
- ３ 定足数確認
- ４ 委員長等決定
- ５ 事業概要の説明
- ６ 審議事項
 - （１）京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項
 - （２）京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の審査基準及び選定方法について
- ７ 次回の開催予定

○配布資料

- | | |
|-------|---------------------------------------|
| 資料１ | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会 委員名簿 |
| 資料２ | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会 配席図 |
| 資料３ | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定に係る関係法令等 |
| 説明資料１ | 地下鉄における駅職員業務の民間委託に係る経過について |
| 説明資料２ | 令和３年度における民間委託化の状況（予定） |
| 審議資料１ | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項（案） |
| 審議資料２ | 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の審査基準及び選定方法について（案） |

【議事内容】

1 開会

事務局から、本委員会は京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例に基づく附属機関で、高速鉄道事業における駅職員業務受託事業者の選定に関する事項についてご審議いただくこと、及び、今回の選定委員会では今年度末に期間満了となる烏丸線 8 駅に係る駅職員業務の受託事業者選定において、「公募要項」と「事業者の審査基準及び選定方法」について審議いただきたいことを説明する。

2 委員紹介

資料 1 及び資料 2 に基づき委員を紹介。

3 定足数確認

京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者選定委員会規程（以下「委員会規程」という。）第 4 条第 3 項に基づき、会議は有効に成立することを確認した。

4 委員長等決定

委員会規程第 3 条第 2 項に基づき、森田委員を委員長に選任した。続いて、委員会規程第 3 条第 4 項に基づき、委員長に事故があった際の職務代理者として、森田委員長が古庄委員を指名した。

5 事業概要の説明

事務局から、説明資料 1、説明資料 2 をもとに説明。質問なし。

6 審議事項

（1）京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者公募要項（案）について

事務局から審議資料 1 の説明を行った上で、審議を実施した。

< 委員 >

1 ページ 1 「用語の定義」（2）担当係長の定義について、「区分（管区）ごとの責任者」とあるが、ここでいう「区分」とは、2 ページ 3 「委託業務の概要」の応募区分に出てくる「区分」と同じ意味か。

< 事務局 >

担当係長は、烏丸線 14 駅を 2 つのエリア（管区）に分けた管区ごとに配置している責任者であり、厳密に言えば応募区分とは違うことになる。混同を避けるため、「担当係長とは、烏丸線を国際会館駅から四条駅、五条駅から竹田駅までの 2 管区に分けた各管区の駅の責任者である（以下略）」との文言に改める。

(2) 京都市高速鉄道事業駅職員業務受託事業者の審査基準及び選定方法(案)について

京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報を含むため、審議は非公開とした。

事務局から審議資料2の説明を行った上で、審議を実施した。

審議の結果、審査基準及び選定方法を決定した。

7 次回の開催予定

第2回委員会の開催予定について確認した。

また、第2回委員会は、事業者選定に係る審議となり、京都市情報公開条例第7条において規定されている「法人活動情報」が含まれるため、非公開とすることを確認し、閉会した。

以上